

鹿児島県再犯防止推進計画(素案)に係るパブリック・コメントの実施結果

- 1 実施期間 平成30年12月19日(水)～平成31年1月18日(金)
- 2 意見の提出状況 1人(9件)
- 3 提出された御意見等の概要, それに対する県の考え方等

番号	施策の方向性等	御意見等の概要	県の考え方等
①	2 就労・住居の確保のための取組 (1) 就労の確保	<p>協力雇用主で刑務所出所者等を実際に雇用したものは5%にも満たないという現状にある。</p> <p>雇用主の雇用に対する不安を除いたり, 対処法などを雇用主に勉強してもらい, 実際の雇用に結びつきたい。</p> <p>また, 刑務所出所者等を雇用する事業所も研修を受けて持続可能な雇用に向けて努力してほしい。</p> <p>保護観察所等が主催する研修会への参加を促すためにも, 研修の受講回数による県建設工事入札参加資格審査や総合評価落札方式における優遇措置について考慮してほしい。</p>	<p>県においては, 建設業者の施工能力を適切に県建設工事の入札参加資格等に反映させるため, 建設業者の技術力や経営力などの施工能力を評価するとともに, 地域に根差した, 技術と経営にすぐれた建設業者の育成のため, 建設業者の地域貢献活動なども加えて総合的に評価しているところです。</p> <p>評価に当たっては, 関係団体や建設業界の意見も聞くなどした上で, 他の項目とのバランスも考慮しながら評価方法を設定しているところです。</p> <p>今後とも適切な評価となるよう努めてまいります。</p>
②	2 就労・住居の確保のための取組 (1) 就労の確保	<p>総合評価落札方式についても, 協力雇用主会及び更生保護協会への登録についての優遇措置が, 他の2項目(障害者雇用, 高齢者雇用)とは別に単独で受けられるように配慮してほしい。</p>	<p>県では, 障害者, 高齢者, また, 刑務所出所者等の就労機会の拡大のために, 総合評価落札方式において加点評価しているところです。</p> <p>他の項目とのバランスも考慮しながら, 適切な評価項目及び加点となるよう, 今後とも努めてまいります。</p>
③	2 就労・住居の確保のための取組 (1) 就労の確保	<p>県建設工事入札参加資格審査においては, 現在, 協力雇用主会に入会するか, または, 県就労支援事業者機構の年会費の納入で2点の加点措置がとられているが, これを, 雇用を目的とした場合と雇用はしないが金銭的に援助する場合とに別けて, 雇用を目的とした入会の場合, 入会したら何点, 保護観察所等が開催する研修を受講したら何回につき何点といった加点制度にできないか。</p>	<p>現在, 建設業者の保護観察対象者等の雇用支援を図るため, 「鹿児島県協力雇用主会やNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構に登録していること」を基準として加点しているところです。</p> <p>当該加点を受けている建設業者は県建設工事入札参加資格を有する者の1割程度であることから, 雇用支援の取組が広がるよう, まずは, 現在の加点措置について周知してまいります。</p>
④	2 就労・住居の確保のための取組 (1) 就労の確保	<p>“社会を明るくする運動”街頭キャンペーン等に参加し活動することも加点措置の対象にしてほしい。</p>	<p>現在, 建設業者の保護観察対象者等の雇用支援を図るため, 「鹿児島県協力雇用主会やNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構に登録していること」を基準として加点しているところです。</p> <p>当該加点を受けている建設業者は県建設工事入札参加資格を有する者の1割程度であることから, 雇用支援の取組が広がるよう, まずは, 現在の加点措置について周知してまいります。</p>

番号	施策の方向性等	御意見等の概要	県の考え方等
⑤	2 就労・住居の確保のための取組 (1) 就労の確保	県就労支援事業者機構の年会費納付に係る優遇措置については、会費納入の金額に応じた加点措置の導入は出来ないか。	現在、建設業者の保護観察対象者等の雇用支援を図るため、「鹿児島県協力雇用主会やNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構に登録していること」を基準として加点しているところ。当該加点を受けている建設業者は県建設工事入札参加資格を有する者の1割程度であることから、雇用支援の取組が広がるよう、まずは、現在の加点措置について周知してまいります。
⑥	2 就労・住居の確保のための取組 (1) 就労の確保	第1回再犯防止推進計画検討委員会で、「犯罪をした者を雇用し、そこで罪を犯した場合に指名停止になるのではと誤解している建設業者もいるので、雇用する会社を増やすためにも、その辺りを周知してほしい。」との意見が出ていたが、刑務所出所者等が犯した事案については、工事成績評点等について行政が配慮することを周知することで、雇用する事業所も出てくるのではないか。	指名停止、工事成績評定については、ともに、刑務所出所者等であるか否かに関わらない取扱いとなっています。なお、指名停止や工事成績評定の要綱・要領は、ホームページにおいて公開、周知しているところです。
⑦	2 就労・住居の確保のための取組 (1) 就労の確保	第2回再犯防止推進計画検討委員会で、「多様な業種の協力雇用主の確保が必要である。」との意見が出ていたが、公共調達(物品購入や印刷、業務委託等)についても優遇措置の配慮は出来ないか。	国の再犯防止推進計画においても、「協力雇用主として活動している企業等の業種に大きな偏りがあることを踏まえ、これまで協力雇用主のいない業種を含め多様な業種の協力雇用主の確保に努める。」とされており、いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。
⑧	2 就労・住居の確保のための取組 (1) 就労の確保	協力雇用主の中には、社会保険(健康・年金)や労働保険(労災・雇用)に加入していない事業所がある。条件によっては加入が義務づけられていない場合もあるが、農業等一部を除き労災保険は、他人を雇用する場合の加入は絶対条件であると思われる。この事は、安定した継続雇用のためには大事だと考える。	労働保険及び社会保険は、労働者やその家族を守るための重要なセーフティネットとして運営されている公的な保険制度であり、このため、国におきましては、労働保険への加入勧奨、未手続事業の一掃対策等の取組が推進されているところ。県といたしましては、今後とも国と連携しながら、労働保険等に関する制度の周知・啓発に努めて参ります。
⑨	5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組 (2) 広報・啓発活動の推進	毎年7月を強調月間としている“社会を明るくする運動”一日所長行事について、総理大臣メッセージの伝達式を県庁内で開催し、鹿児島県推進委員会の委員長である鹿児島県知事が各市町村等へメッセージ伝達をしてほしい。そうすることが、県民への啓発になり、犯罪防止・再犯防止へと繋がり、県民の意識改革になると思う。県が開催して呼びかけることにより、県協力雇用主会や更生保護協会の事業所等、保護司会以上の参加が得られれば、一般県民に対する効果的な啓発になると考える。	“社会を明るくする運動”鹿児島県推進委員会委員長には、県知事が就任しており、県では、犯罪や非行防止のため、就労支援や自立支援、薬物乱用防止普及啓発活動等の取組を進めています。一日所長行事については、より効果的な行事となるよう、推進委員会事務局である鹿児島保護観察所と今後も連携を図ってまいります。